

学びのR

No. 2 2 (令和2年2月)
 埼玉県教育局南部教育事務所
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/g2201/index.html>

「R」は「reform(改革)」の頭文字です

*** 「主体的・対話的で深い学び」で授業改善⑫ *** ~ 図画工作科、美術科の学習指導の充実 ~



※「主体的・対話的で深い学び」の視点から、図画工作科、美術科の授業改善を考えます。

今回の学習指導要領の改訂では、図画工作科、美術科の具体的な方向性について、

- ①感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるように、内容の改善を図る。
 - ②生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。
- とされています。

これらを実現するためには、児童生徒の「造形的な見方・考え方」を働かせると共に、

「主体的・対話的で深い学び」をより一層充実させることが求められます。

Q 新学習指導要領において「造形的な見方・考え方」はどのように示されているの？

図画工作科：「感性や想像力を働かせ、対象や事物を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」
 美術科：「美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性や、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと」

造形的な見方・考え方とは

図画工作科・美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方

感性や想像力を働かせる

対象や事象を造形的な視点で捉える

自分としての意味や価値をつくりだす

Q 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業等の改善例は？

【主体的な学び】

- ・活動がイメージできるような題材名にする。
- ・授業で活用する材料で掲示物(題材名・教師の試作)を作る。
- ・活動する場に、使用方法を示したプリントを掲示する。
- ・つぶやき等から価値や意味を見出している瞬間を逃さない。

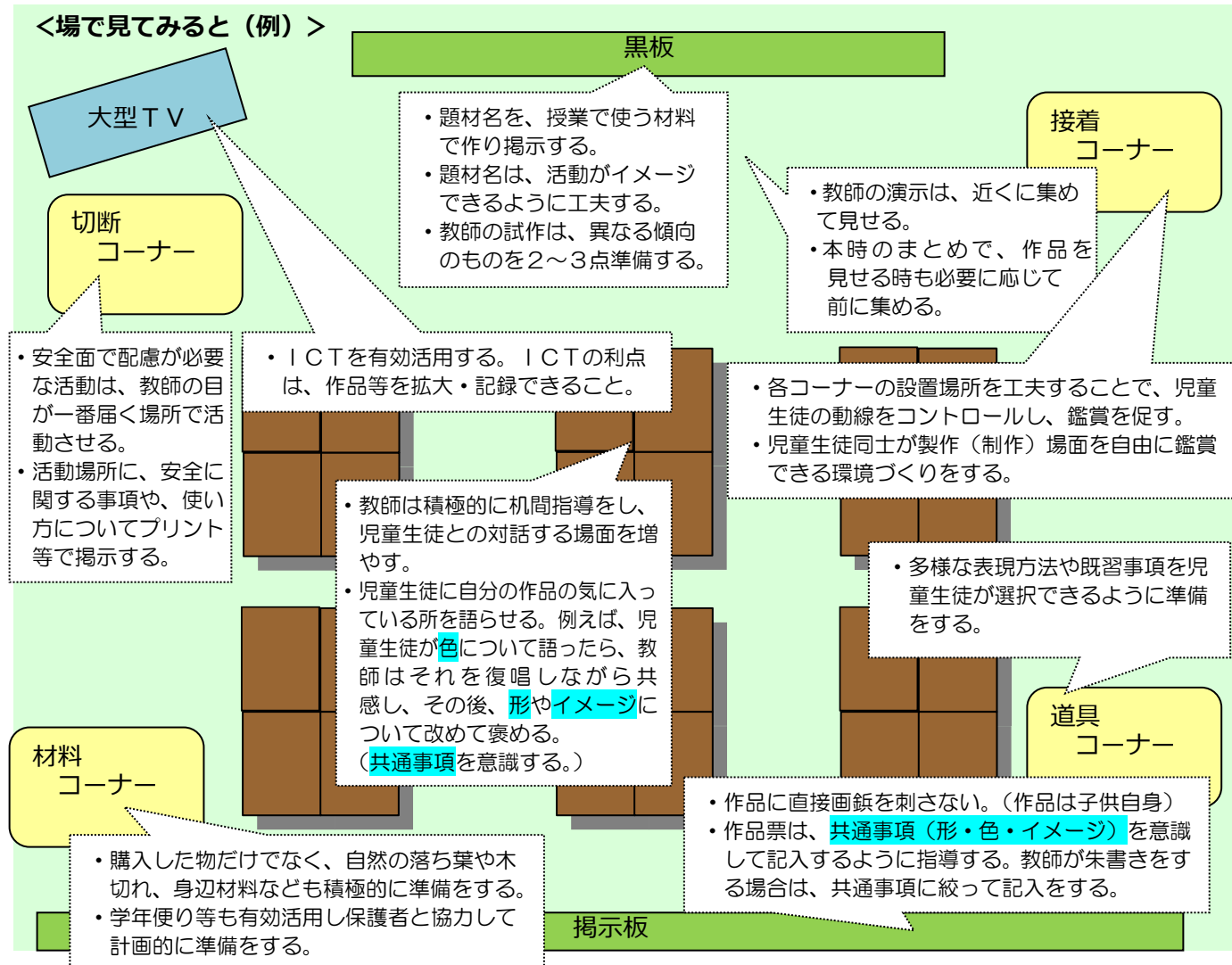
【対話的な学び】

- ・教師と児童生徒との対話する場面を増やす。
- ・児童生徒同士が製作(制作)場面を自由に鑑賞できる環境づくりをする。(学習形態・動線の工夫)
- ・校内展等では、鑑賞者から感想を聞けるよう工夫する。

【深い学び】

- ・児童生徒の「見方・考え方」を働かせるために、思い付きやつぶやき、説明を教師が受容的に捉えると共に、考えや思い付きを共有することで、児童生徒がつくりだした意味や価値を理解する。
- ・限定的な表現方法を示すのではなく、多様な表現方法・既習事項を紹介し、児童生徒に選択する機会を数多く与える。

<場で見ると(例)>



Q 【共通事項(形・色・イメージ)】指導内容を系統的に見ると?

→ 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力

学年	小1, 2	小3, 4	小5, 6	中1	中2, 3
ア	自分の感覚や行為を通して			形や色彩, 材料, 光などの性質や, それらが感情にもたらす効果などを理解すること。【知識】	
	形や色などに気付くこと。【知識】	形や色などの感じが分かること。【知識】	形や色などの造形的な特徴を理解すること。【知識】		
イ	形や色などを基に, 自分のイメージをもつこと。	形や色などの感覚を基に, 自分のイメージをもつこと。	形や色などの造形的な特徴を基に, 自分のイメージをもつこと。	造形的な特徴などを基に, 全体のイメージや作風などで捉えることを理解すること。【知識】	



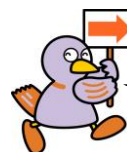
授業づくりの参考に!

図画工作科の授業に関するウェブサイトができました

図画工作科で扱う材料や用具

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zukou/index.htm

または



「学びのR」はこちらからも御覧いただけます!



引用・参考

「小学校学習指導要領」、「小学校学習指導要領解説 図画工作編」、
 「中学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領解説 美術編」
 「埼玉県小学校教育課程編成要領」、「埼玉県中学校教育課程編成要領」
 「図画工作科の改訂のポイント」、「美術科の改訂のポイント」

文部科学省
 埼玉県教育委員会
 独立行政法人教職員支援機構